

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和6年2月1日（令和6年（行情）諮問第120号）

答申日：令和7年2月17日（令和6年度（行情）答申第920号）

事件名：「令和3年度国家安全保障戦略等策定関連業務」ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる24文書（以下、順に「文書1」ないし「文書24」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年10月20日付け閣安保第472号により国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）不開示箇所の特定を求める。

「不開示とした部分」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人には確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護審査室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「特定識別番号「令和３年度国家安全保障戦略等策定関連業務」ファイルにつづられた文書の全て。」との行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、処分庁において、令和５年５月１７日付け閣安保第２３３号により法１１条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上、同年６月１９日付け閣安保第２８２号により本件開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分について開示決定を行い、さらに、同年１０月２０日付け閣安保第４７２号により残りの行政文書について原処分を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」及び「不開示箇所の特定を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

２ 原処分の妥当性について

処分庁においては、原処分において、「内閣官房長官会見発言要領（令和３年９月１３日）」他６８件を特定した上、本件対象文書の不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件審査請求を受けて、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分は妥当である。

３ 審査請求人の主張について

- （１）「一部に対する不開示決定の取消し。」との点については、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記２のとおり本件対象文書の不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

- （２）「不開示箇所の特定を求める。」との点については、「「不開示とした部分」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」（平成３０年１０月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（２４頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記２のとおり本件対象文書の不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

4 結語

以上のとおり、原処分維持が適当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年2月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月16日 審議
- ④ 令和7年2月10日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる文書であり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとしてその一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会は、先例答申（令和6年度（行情）答申第751号ないし同第754号、以下「先例答申」という。）において、本件対象文書を含む文書を対象として、不開示情報該当性の判断を示しているところである。なお、本件対象文書と先例答申における対象文書の対応関係については、別表2のとおりである。

本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、本件不開示部分は、先例答申において諮問庁が不開示とすべきとしている部分と同一であり、先例答申における不開示情報該当性の判断を変更すべき事情は認められず、これと同一の判断に至った。その判断の理由は別紙2のとおりである。

したがって、別表3に掲げる部分については、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別表3に掲げる部分を除く部分は、同条3号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表3に掲げる部分は、同条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

別紙 1（本件対象文書）

- 文書 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 回） 貼り出し
- 文書 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 配席図
- 文書 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 配席図
- 文書 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 10 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 配席図
- 文書 11 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 12 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 13 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 配席図
- 文書 14 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 議論の主な視点
- 文書 15 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 16 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 17 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 6 回） 配席図
- 文書 18 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 6 回） 議論の主な視点
- 文書 19 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換

- (第6回) 議事概要(発言者名なし)
- 文書20 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換
(第6回) 議事概要(発言者名あり)
- 文書21 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換
(第7回) 配席図
- 文書22 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換
(第7回) 議論の主な視点
- 文書23 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換
(第7回) 議事概要(発言者名なし)
- 文書24 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換
(第7回) 議事概要(発言者名あり)

別紙 2（先例答申の「第 5 審査会の判断の理由」及び別表の該当部分）

※先例答申における本件対象文書以外の文書については、対応しないため、省略。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

（1）別表 1 の番号 1 に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、政府関係者の非公表の直通電話番号、携帯電話番号及び内線番号が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法 5 条 6 号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（5）別表 1 の番号 5 に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、官邸等の政府庁舎の執務区画に関する情報が具体的に記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、官邸等の政府庁舎内において我が国の安全保障に関する重要事項等を検討する会議室等の執務室の構成や配置を推察することが可能となり、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、同条 6 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（7）別表 1 の番号 7 に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、公にしていない政府内の連絡手段に関する情報が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分は、公にしていない国家安全保障局における連絡手段の取扱いや設置場所に関する情報であり、これを公にすれば、政府内の連絡手段が推察され、敵対する勢力による妨害や対抗措置を容易ならしめ、政府関係者間の連絡が途絶されるおそれがあることから不開示とした。

イ 当該不開示部分を公にすることにより、政府内の緊急事態に対する連絡手段が明らかとなり、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめ、政府関係者の連絡が途絶されるなどのおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該不開示部分は、これを公にすることにより、政府内の業務に支障が生じ、ひいては、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法

5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(9) 別表1の番号9に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換会における有識者の発言内容の詳細が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

本件意見交換会は、新たな国家安全保障戦略等の策定に向け、有識者から知見を伺うために非公開を前提として行われたものであり、検討内容の詳細、出席した有識者の発言内容及び有識者が作成・配布した資料等については対外公表をしていない。

当該不開示部分は、新たな国家安全保障戦略等の策定に関わる具体的な検討内容及び有識者の見解に関する情報であり、これを公にすれば、国家安全保障上の関心事項等が推察され、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがあり、また検討の経緯や未成熟な検討内容が明らかとなることで、今後の同種の意見交換会等において参加する有識者が率直な意見をちゅうちょし、自由かつたつな議論に支障を来すなど、政府部内の内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあることから不開示とした。

イ 当審査会事務局職員をして首相官邸ウェブサイトを確認させたところ、当該意見交換会は、新たな国家安全保障戦略等の策定に資するため、有識者の忌たんのない意見を求めることを目的に非公開で開催され、その議事要旨は、発言者名を付さない議事概要が掲載されていることが認められる。

意見交換会の開催趣旨、運営方法及び有識者が作成した資料を用いて発言していることを踏まえれば、当該不開示部分のうち、別表2の(略)、番号2及び(略)に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、特定の有識者の具体的な発言内容や検討段階の未成熟な情報等が明らかとなり、将来の同種の意見交換会等に参加する有識者が率直な意見をちゅうちょし、自由かつたつな議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

よって、当該不開示部分は、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ しかしながら、別表2の(略)、番号2及び(略)に掲げる部分については、原処分において既に開示されている部分から容易に推測できる内容が記載されていることから、当該部分を公にしたとしても、国家安

全保障上の関心事項等が推察され、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがあるとは認められない。また、参加する有識者の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないことから、当該不開示部分は法５条３号及び５号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

別表１（先例答申にかかる原処分で不開示とした部分及び不開示とした理由の該当部分）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書２１２	１枚目の一部	職員の直通電話番号が記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法５条６号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
5	文書２３１	１枚目の一部	従前公にされていない庁舎内部の執務区画の仔細に関する情報が記載されている。これらを公にした場合、敵対する勢力等からの妨害等を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法５条３号及び６号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書２４７	１枚目の一部	
	文書２６３	１枚目の一部	
	文書２７６	１枚目の一部	
	文書２８９	１枚目の一部	
	文書２１６	１枚目及び２枚目の	従前公にされていない官邸の

		一部	執務区画の仔細に関する情報が記載されている。これらを公にした場合、敵対する勢力等からの妨害等を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号及び6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
7	文書216	2枚目の一部	従前公にしていない国家安全保障局における連絡手段の取扱いに関する情報が記載されている。これらを公にした場合、敵対する勢力等からの妨害等を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号及び6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
9	文書210	1枚目ないし13枚目の一部	新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換における議事内容等が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等
	文書211	1枚目及び2枚目の一部	
	文書225	1枚目ないし14枚目の一部	
	文書226	1枚目ないし3枚目	

		の一部	からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、政府が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見の交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法５条３号及び５号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書２４１	１枚目ないし６枚目、１３枚目ないし２４枚目、２６枚目、２７枚目のそれぞれ一部及び７枚目ないし１２枚目、２５枚目	
	文書２４２	１枚目及び２枚目の一部	
	文書２５５	１枚目ないし５４枚目の一部	
	文書２５６	１枚目及び２枚目の一部	
	文書２６７	１枚目の一部	
	文書２７０	１枚目ないし７枚目の一部及び８枚目	
	文書２７１	１枚目及び２枚目的一部分	
	文書２８０	１枚目的一部分	
	文書２８３	１枚目ないし３９枚目的一部分	
	文書２８４	１枚目及び２枚目的一部分	
	文書２９３	１枚目的一部分	
	文書２９８	１枚目ないし４３枚目的一部分	
	文書２９９	１枚目及び２枚目的一部分	

※当審査会事務局において整理した。

別表２（開示すべき部分の該当部分）

番号	文書番号	開示すべき部分
２	文書２４１	６枚目ないし１２枚目の各１行目

別表 1 (原処分で不開示とした部分及び不開示とした理由)

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 3	1 枚目の一部	職員の直通電話番号が記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
2	文書 4	1 枚目及び 2 枚目の一部	従前公にされていない官邸の執務区画の仔細に関する情報が記載されている。これらを公にした場合、敵対する勢力等からの妨害等を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号及び 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 7	1 枚目の一部	従前公にされていない庁舎内部の執務区画の仔細に関する情報が記載されている。これらを公にした場合、敵対する勢力等からの妨害等を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号及び 6 号に定める不開示情報に該当す
	文書 1 0	1 枚目の一部	
	文書 1 3	1 枚目の一部	
	文書 1 7	1 枚目の一部	
	文書 2 1	1 枚目の一部	

			るため、不開示とした。
3	文書 4	2 枚目の一部	従前公にしていない国家安全保障局における連絡手段の取扱いに関する情報が記載されている。これらを公にした場合、敵対する勢力等からの妨害等を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号及び 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
4	文書 1	1 枚目ないし 1 3 枚目の一部	新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換における議事内容等が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、政府が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見の交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号及び 5 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 2	1 枚目及び 2 枚目の一部	
	文書 5	1 枚目ないし 1 4 枚目の一部	
	文書 6	1 枚目ないし 3 枚目の一部	
	文書 8	1 枚目ないし 6 枚目、1 3 枚目ないし 2 4 枚目、2 6 枚目、2 7 枚目のそれぞれ一部及び 7 枚目ないし 1 2 枚目、2 5 枚目	
	文書 9	1 枚目及び 2 枚目の一部	
	文書 1 1	1 枚目ないし 5 4 枚目の一部	
	文書 1 2	1 枚目及び 2 枚目の一部	
	文書 1 4	1 枚目の一部	

	文書 1 5	1 枚目ないし 7 枚目 の一部及び 8 枚目	
	文書 1 6	1 枚目及び 2 枚目の 一部	
	文書 1 8	1 枚目の一部	
	文書 1 9	1 枚目ないし 3 9 枚 目の一部	
	文書 2 0	1 枚目及び 2 枚目の 一部	
	文書 2 2	1 枚目の一部	
	文書 2 3	1 枚目ないし 4 3 枚 目の一部	
	文書 2 4	1 枚目及び 2 枚目の 一部	

※当審査会事務局において整理した。

別表 2（先例答申の対象文書と本件対象文書の対応関係）

令和 6 年度（行情）答申 第 7 5 1 号ないし同第 7 5 4 号	令和 6 年（行情） 諮問第 1 2 0 号
文書 2 1 0	文書 1
文書 2 1 1	文書 2
文書 2 1 2	文書 3
文書 2 1 6	文書 4
文書 2 2 5	文書 5
文書 2 2 6	文書 6
文書 2 3 1	文書 7
文書 2 4 1	文書 8
文書 2 4 2	文書 9
文書 2 4 7	文書 1 0
文書 2 5 5	文書 1 1
文書 2 5 6	文書 1 2
文書 2 6 3	文書 1 3
文書 2 6 7	文書 1 4
文書 2 7 0	文書 1 5
文書 2 7 1	文書 1 6
文書 2 7 6	文書 1 7
文書 2 8 0	文書 1 8
文書 2 8 3	文書 1 9
文書 2 8 4	文書 2 0
文書 2 8 9	文書 2 1
文書 2 9 3	文書 2 2
文書 2 9 8	文書 2 3
文書 2 9 9	文書 2 4

※先例答申における本件対象文書以外の文書については、対応しないため、省略。

別表 3（開示すべき部分）

文書番号	開示すべき部分
文書 8	6 枚目ないし 1 2 枚目の各 1 行目